



山形県公報

平成18年12月22日(金)
第1803号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則.....(出納局)...1554

### 告 示

県議会定例会の閉会.....(財政課)... 同  
 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)... 同  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)... 同  
 生活保護法による指定医療機関の変更の届出.....(同)...1555  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...1556  
 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健薬務課)... 同  
 結核予防法による指定医療機関の指定.....(同)... 同  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...1557  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)... 同  
 都市計画事業の変更の認可.....(都市計画課)... 同  
 県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)...1558  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁北村山総務建築課)... 同  
 県道の供用の開始.....(同)... 同  
 同.....(最上総合支庁建設総務課)... 同  
 開発行為に関する工事の完了.....(最上総合支庁建築課)...1559  
 同.....(置賜総合支庁建築課)... 同  
 道路の位置の指定.....(同)... 同

### 教育委員会関係

#### 訓 令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... 同

### 公安委員会関係

#### 告 示

運転免許取得者教育認定変更の届出.....1567

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)... 同  
 同.....(同)...1568  
 同.....(置賜総合支庁企画振興課)... 同  
 同.....(同)... 同  
 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(保健薬務課)...1569  
 大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)... 同  
 警備員指導教育責任者講習の実施.....(公安委員会)...1572

## 規 則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第120号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表第1第2項第9号中「第9条第1項」を「第4条第1項」に改める。

別記様式第6号中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第2項第9号の改正規定は、平成18年12月27日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成18年11月30日招集した山形県議会定例会は、同年12月15日閉会した。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第1151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ヤマザワ調剤薬局天童鎌の町店    | 天童市鎌ノ町18番地4         | 平成18. 6. 5 |
| 医療法人社団みゆき会 蘇医院    | 山形市成沢西四丁目11番32号     | 同 10. 1    |
| ヤマザワ調剤薬局天童病院前店    | 天童市駅西五丁目1番9号        | 同 11. 1    |
| 小真木原クリニック         | 鶴岡市日枝字小真木原116番地3    | 同          |
| にしき調剤薬局           | 同 錦町17番6号           | 同 11. 6    |
| コスモ調剤薬局小真木原店      | 同 日枝字小真木原118 - 6    | 同 11.11    |

### 山形県告示第1152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 本 間 医 院           | 鶴岡市藤島字村東31番地 1      | 平成 9. 8.22 |
| ヤマザワ調剤薬局天童鍬の町店    | 天童市鍬ノ町18番地 4        | 平成18. 6. 4 |
| 蘇 医 院             | 山形市成沢西四丁目11番32号     | 同 9.30     |

## 山形県告示第1153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ヤマザワ調剤薬局 天童鍬の町店  
天童市大字貫津2568番地

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地   |               | 変更年月日      |
|--------------|---------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後         |            |
| 天童市鍬ノ町18番地 4 | 天童市大字貫津2568番地 | 平成18. 8. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

伊藤耳鼻咽喉科医院  
鶴岡市馬場町 7 番28号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地    |               | 変更年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 変 更 前         | 変 更 後         |            |
| 鶴岡市馬場町 7 番44号 | 鶴岡市馬場町 7 番28号 | 平成18. 9. 1 |

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

フレンド歯科クリニック  
鶴岡市馬場町 7 番28号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地    |               | 変更年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 変 更 前         | 変 更 後         |            |
| 鶴岡市馬場町 7 番44号 | 鶴岡市馬場町 7 番28号 | 平成18. 9. 1 |

## 山形県告示第1154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|-----------|---------------|-----------------|------------|
| もりんケア     | 介護予防通所介護      | 山形市蔵王成沢2187番地の3 | 平成18.10.23 |

## 山形県告示第1155号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。  
平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称   | 所在地              | 辞退の効力発生年月日 |
|-------------|------------------|------------|
| すみれ調剤薬局城西店  | 山形市城西町五丁目20番17号  | 平成18. 8.31 |
| 岡田医院        | 鶴岡市日吉町11番14号     | 同 9.25     |
| 蘇医院         | 山形市成沢西四丁目11番32号  | 同 9.30     |
| 笠原クリニック     | 東村山郡山辺町大字山辺265番地 | 同          |
| 笠原クリニック中診療所 | 同 大字大蔵字中田1223番地  | 同          |
| 医療法人杏山会吉川医院 | 長井市成田1621番地      | 同 10.31    |

## 山形県告示第1156号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。  
平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 所在地              | 指定年月日      |
|----------------|------------------|------------|
| いずみ調剤薬局        | 山形市城西町五丁目20番17号  | 平成18. 9. 1 |
| 須田内科クリニック      | 鶴岡市宝田一丁目9番86号    | 同 9.15     |
| コスモ調剤薬局御廟店     | 米沢市御廟三丁目2番5号     | 同 9.26     |
| 医療法人岡田医院       | 鶴岡市日吉町11番14号     | 同          |
| 医療法人和敬会クリニック   | 東村山郡山辺町大字山辺265番地 | 同 10. 1    |
| 医療法人和敬会大蔵クリニック | 同 大字大蔵字中田1223番地  | 同          |

|                         |                   |   |       |
|-------------------------|-------------------|---|-------|
| 医療法人社団みゆき会 蘇 医 院        | 山形市成沢西四丁目11番32号   | 同 | 10.12 |
| 小 真 木 原 ク リ ニ ッ ク       | 鶴岡市日枝字小真木原116番地の3 | 同 |       |
| に し き 調 剤 薬 局           | 同 錦町17番6号         | 同 | 10.31 |
| 医療法人杏山会 吉 川 記 念 病 院     | 長井市成田1888番地の1     | 同 | 11.1  |
| コ ス モ 調 剤 薬 局 小 真 木 原 店 | 鶴岡市日枝字小真木原118番地の6 | 同 | 11.6  |

## 山形県告示第1157号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年11月22日から適用する。
- 平成18年11月22日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第1158号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名                 | 地 区 名   | 工事完了年月日    |
|-----------------------|---------|------------|
| 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業 | 紅 花 の 里 | 平成18年3月31日 |

## 山形県告示第1159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 施行者の名称  
河 北 町
- 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 河北都市計画下水道事業  
(2) 名 称 河北公共下水道
- 変更内容  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 な し
- 事業施行期間  
昭和55年9月12日から平成23年3月31日まで

山形県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月22日から平成19年1月4日まで縦覧に供する。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字滝平字本屋敷256番1から  
同 字内ノ沢909番11まで
- 3 供用開始の期日 平成18年12月22日

山形県告示第1161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年12月22日から平成19年1月4日まで縦覧に供する。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田名木沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|---------------------------------|------|------------------|-------------|
| 尾花沢市大字芦沢字ヲミ505番9から<br>同 456番1まで | 旧    | 14.0メートル<br>10.0 | メートル<br>130 |
| 同 上                             | 新    | 14.0メートル<br>10.0 | 同 上         |
| 同 上                             |      | 16.0メートル<br>10.0 | メートル<br>136 |

山形県告示第1162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年12月22日から平成19年1月4日まで縦覧に供する。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 大石田名木沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字芦沢字ヲミ505番9から  
同 456番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年12月22日

山形県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月22日から平成19年1月4日まで縦覧に供する。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字小反527番2から  
同 617番3まで

3 供用開始の期日 平成18年12月22日

山形県告示第1164号

次の開発行為は、完了した。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成18年9月13日 指令最総建第7号

2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市五日町字常葉町1257 - 8、1258 - 23、1262 - 16、1262 - 17、1258 - 24、1258 - 25、1258 - 19の一部、1257 - 8 先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新庄市石川町5番22号

有限会社 北都宅建 代表取締役 佐藤幸治

山形県告示第1165号

次の開発行為は、完了した。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成18年10月27日 指令置総建第23号

2 開発区域に含まれる地域の名称

長井市館町南4036番1

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

山形県告示第1166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定の番号 私有置総建第276号

2 指定の場所 南陽市三間通字諏訪西394番6

3 道路の現況 幅員 4.00メートル

延長30.0メートル

4 指定年月日 平成18年12月12日

## 教育委員会関係

### 訓 令

山形県教育委員会訓令第9号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月22日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

## 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（用語の定義）」に改め、同条第15号中「第4条第1項」を「第4条第1項又は技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第5号。以下「技労規則」という。）第2条の規定によりその例によることとされる技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号。以下「県技労規則」という。）第3条第1項」に改め、同条第16号中「（給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合は、当該額を超える額）」を削る。

第11条第1項中「第13条」を「第13条の規定」に、「1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日」を「4月1日（以下「昇格日」という。）」に、「第26条」を「第26条の規定（技労規則第2条の規定によりその例によることとされる県技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。）」に、「1月、4月、7月又は10月（以下「昇格、昇給月」という。）」を「昇格日の属する月（以下「昇格月」という。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（昇給）

第12条 所属長は、次条の規定に該当する場合を除き、1月1日（以下「昇給日」という。）に給与条例第6条第1項の規定（技労規則第2条の規定によりその例によることとされる県技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第6条第1項の規定を含む。）により職員を昇給させようとする場合は、昇給日前1年間における当該職員の勤務成績について当該昇給日の属する月（以下「昇給月」という。）の前月の20日現在で判定のうえ、昇給月の前月の25日までに昇給等内申書（別記様式第15号）に昇給の勤務成績調書（別記様式第16号）を添えて内申しなければならない。ただし、所属長に係る勤務成績の判定は、教育長が行うものとする。

2 所属長は、給与規則第39条後段又は第40条第1項第3号若しくは第3項後段の規定（技労規則第2条の規定によりその例によることとされる県技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。）により昇給しないこととなる職員（以下「昇給しないこととなる職員」という。）について、前項の規定に準じて内申しなければならない。

3 総務課長は、職員の昇給があつた場合は、昇給発令書（別記様式第17号）及び昇給発令通知書（別記様式第18号）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該昇給発令書を当該職員に交付するものとする。

第13条第1項中「若しくは第43条若しくは」を「、第42条若しくは第43条又は」に、「第4条」を「第4条の規定」に、「これら」を「県技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされるこれら」に改め、「又は10年以上勤務し、かつ、勤務成績が特に良好であつた職員で死亡したもの」を削り、同条第2項中「前条第4項」を「前条第3項」に、「職員の昇格又は昇給があつた」を「昇格又は昇給の」に改める。

第15条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「休暇の承認」を「休暇の承認若しくは専従の許可」に、「技労規則第2条第1項」を「技労規則第2条の規定によりその例によることとされる県技労規則第2条第1項」に、「給料月額を」を「号給を」に、「人事内申書に復職時等における給料月額調整調書」を「復職等の日において号給を調整する場合にあつては人事内申書に復職時等における号給調整調書」に、「内申しなければ」を「、復職等の日後における最初の昇給日において号給を調整する場合にあつては第12条第1項に規定する昇給等内申書により内申しなければ」に改め、同条第2項中「復職時等における給料月額調整通知書」を「復職時等における号給調整通知書」に改める。

第16条第1項中「これらの規定を技労規則第2条において準用する場合」を「技労規則第2条の規定によりその例によることとされる県技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされるこれらの規定」に改め、同条第2項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改め、「職員の職務の級及び号給の決定があつた」を削る。

第21条の5第1項中「第4条から第6条までの規定」を「第3条及び第7条の5の規定（技労規則第2条の規定によりその例によることとされる県技労規則第2条第2項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。）」に改める。

別表第1を次のように改める。



別表第 1

| 主 務 課 長         | 教育事務所及び教育機関の区分                                     |                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 総 務 課 長         | 村山教育事務所<br>置賜教育事務所                                 | 最上教育事務所<br>庄内教育事務所                               |
| 教育やまがた振興課長      | 山形県立図書館<br>山形県海浜青年の家<br>山形県朝日少年自然の家<br>山形県飯豊少年自然の家 | 山形県青年の家<br>山形県立博物館<br>山形県金峰少年自然の家<br>山形県神室少年自然の家 |
| 高 校 教 育 課 長     | 山形県教育センター                                          |                                                  |
| ス ポ ー ツ 保 健 課 長 | 山 形 県 体 育 館                                        |                                                  |

別記様式第5号の注書第4項第1号の表第6項記載事項の欄及び第11項記載事項の欄中「調整手当」を「地域手当」に改め、同表第12項備考の欄中「給料月額」を「号給等」に改める。

別記様式第12号中 「 特 別 昇 給 」 を 「 研修、表彰等による昇給 」 に、

「 昇 給 延 伸 」 を 「 勤 務 成 績 不 良 」 に改め、同様式の注書第2号中「現等級」を

「現級」に、「昇格、昇給月」を「昇格月」に、「45. 4. 1から 52. 9.30まで」を「18. 4. 1から 21. 3.31まで」に改め、同注書第3号中「前号」を「(2)」に改め、同号イ中「特別昇給」を「研修、表彰等による昇給」に、「第43条第1号及び第2号」を「第42条第1号又は第2号の規定」に、「特別昇給した職員について」を「昇給した職員について、」に改め、同号八中「昇給延伸」を「勤務成績不良」に、「勤務成績不良のため昇給を延伸された」を「給与規則第40条第1項第3号の規定に該当して勤務成績が良好であると認められなかつた」に改め、同号二中「52. 1. 1~52. 9.30」を「18. 4. 1~18. 9.30」に改め、同号ホ中「52. 4. 1~52. 7.31」を「18. 4. 1~18. 7.31」に改める。

別記様式第15号及び別記様式第16号を次のように改める。

様式第15号

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
|                              | 第 号<br>年 月 日 |
| 山形県教育委員会 殿                   |              |
| (所属長) 職 氏 名 印                |              |
| 年 月 日付け昇給等内申書                |              |
| 年 月 日付け昇給等を別紙昇給等調書のとおり内申します。 |              |

(注) 「昇給等調書」の様式は、別に定める。

様式第16号

秘

年 月 日付昇給の勤務成績調書

| 職名 | 氏名 | 判定期間  | 勤務しなかつた期間               |    |   |    |   |      | 備考 | 勤務成績 |             |  |
|----|----|-------|-------------------------|----|---|----|---|------|----|------|-------------|--|
|    |    |       | 休職、病気特別休暇、結核要療養休暇、育児休業等 |    |   | 欠勤 | 計 | 特に良好 |    | 良好   | 良好とは認められない等 |  |
|    |    |       | から                      | まで | 日 |    |   |      |    |      |             |  |
|    |    | から まで | から                      | まで | 日 | 日  | 日 |      |    |      |             |  |
|    |    | から まで | から                      | まで | 日 | 日  | 日 |      |    |      |             |  |
|    |    | から まで | から                      | まで | 日 | 日  | 日 |      |    |      |             |  |
|    |    | から まで | から                      | まで | 日 | 日  | 日 |      |    |      |             |  |
|    |    | から まで | から                      | まで | 日 | 日  | 日 |      |    |      |             |  |
|    |    | から まで | から                      | まで | 日 | 日  | 日 |      |    |      |             |  |

勤務成績判定者 職 氏名 印

（注）昇給の勤務成績調書記入要領

- 1 所属職員のうち、給与規則第39条に規定する勤務成績の証明が得られるものについて記入すること。
- 2 「判定期間」欄には、前回の昇給日から昇給月の前月の末日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給月の前月の末日までの期間）を「19. 1. 1から19.12.31まで」のように記入すること。
- 3 「勤務しなかつた期間」欄
  - (1) 「休職、病気特別休暇、結核要療養休暇、育児休業等」欄には、2の期間内における次の日数の合計日数を記入すること。なお、休職、負傷又は疾病による特別休暇、結核要療養休暇、育児休業及び介護休暇の期間中に勤務を要しない日又は休日が含まれていてもそれを除かない全日数を記入すること。
    - イ 休職の日数（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するものを除く。以下ロからニまでにおいて同じ。）
    - ロ 負傷又は疾病による特別休暇の日数
    - ハ 結核要療養休暇の日数
    - ニ 負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた者又は結核要療養休暇若しくは特別休暇を与えられた者が復帰後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられる特別休暇の日数（8時間をもつて1日とし、端数は切り捨てる。以下へ、ト及び(2)に規定する日数について同じ。）
    - ホ 育児休業の日数
    - へ 部分休業の日数
    - ト 介護休暇の日数
  - (2) 「欠勤」欄には、2の期間における給与条例第14条第1項の規定に該当する日数を記入すること。
  - (3) 「計」欄には、(1)及び(2)の日数の総計を記入すること。
- 4 「備考」欄には、2の期間中に、停職、減給又は戒告処分を受けた場合又はその他の事由により勤務成績が良好と認められない場合にその旨を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。
- 5 「勤務成績」欄には、2の期間における当該職員の勤務成績を判定のうえ、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める欄に「 」を記入すること。

- (1) 給与規則第40条第1項第1号の規定に該当する職員 「特に良好」欄
  - (2) 給与規則第40条第1項第2号の規定に該当する職員 「良好」欄
  - (3) 給与規則第40条第1項第3号の規定に該当する職員 「良好とは認められない等」欄
- 6 勤務成績判定者職氏名 印は、判定者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第21号を次のように改める。

様式第21号

復職時等における号給調整調書

（ 年 月 日 ）

|                 |             |           |      |               |           |       |   |
|-----------------|-------------|-----------|------|---------------|-----------|-------|---|
| 職 名             |             |           |      | 氏 名           |           |       |   |
| 給料表             |             | 級号給       | 級 号給 | 同左発令<br>年 月 日 | 年         | 月     | 日 |
| 勤務状況を調査する期間     |             | 年 月 日～    |      |               | 年 月 日     |       |   |
| 期 間             |             |           | 日 数  | 休 暇 等 の 種 類   |           | 備 考   |   |
| 年 月 日           | から          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | まで          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | から          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | まで          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | から          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | まで          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | から          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | まで          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | から          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 年 月 日           | まで          | 年 月 日     | 月 日  |               |           |       |   |
| 図 解             |             |           |      |               |           |       |   |
| 決 定             | 調 整 期 間     |           |      |               | 合 算 期 間   | 調 整 数 |   |
|                 | 勤 務 期 間     |           |      |               |           |       |   |
|                 | 調 整         | 発 令 級 号 給 |      |               |           |       |   |
| 次 期 昇 給 日 の 予 定 | 調 整 期 間     |           |      |               | 合 算 期 間   | 調 整 数 |   |
|                 | 勤 務 期 間     |           |      |               |           |       |   |
|                 | 調 整 数 の 合 計 |           |      |               | 発 令 級 号 給 |       |   |

（注）復職時等における号給調整調書記入要領

- 1 「級号給」欄には、休職等の期間の初日において受けていた級号給を記入すること。
- 2 「勤務状況を調査する期間」欄には、基準日（休職等の期間の初日の直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日））から復職等の日の前日までの期間を記入すること。
- 3 「期間」、「日数」、「休暇等の種類」及び「備考」欄には、算定期間（一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間）ごとに記入すること。また、「備考」欄には、勤務状況を調査する期間中に停職、減給又は戒

告処分を受けた場合にあつては処分の種類及び年月日を、給与条例第14条第1項に規定する欠勤がある場合にあつては欠勤日数を記入すること。

- 4 「図解」欄には、勤務状況を調査する期間中の勤務及び休職等の状況について、勤務期間及び休職等の期間を算定期間ごとに図解すること。また、休職等の期間中に、給与規則第39条に規定する昇給、給与規則第42条若しくは第43条に規定する昇給、給与規則第28条第1項の規定に該当する昇格、給与規則第29条第1項の規定に該当する降格又は給与規則第30条第1項若しくは第32条第1項に規定する異動（以下「昇給等」という。）があつた場合には、図解中に当該昇給等の年月日と昇給等後の級号給を記入すること。

- 5 欄は、記入しないこと。

別記様式第22号中「復職時等における給料月額調整通知書」を「復職時等における号給調整通知書」に、

「給料月額の」を「号給の」に、  
「次 期 昇 給 予 定 等」を

「次期昇給日における発令予定級号給」に改める。

別記様式第23号の2を次のように改める。  
様式第23号の2

退 職 手 当 支 給 調 書

|                                 |                        |                        |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
|---------------------------------|------------------------|------------------------|-------------|-----|----------|----------|-------|-------|-----|-------|----|---|--|
| 勤務<br>公所                        |                        |                        |             |     |          | 職名       |       |       |     | 氏名    |    |   |  |
| 生年<br>月日                        | 年                      | 月                      | 日           | 年齢  | 歳        | 退職<br>事由 |       |       |     |       |    |   |  |
| 勤<br>続<br>期<br>間                | 区分                     | 期 間                    |             |     |          |          | 換算年月数 |       | 備 考 |       |    |   |  |
|                                 | 在職<br>期間               | 年                      | 月           | 日   | から       | 年        | 月     | 日     | まで  | 年     | 月  |   |  |
|                                 |                        | 年                      | 月           | 日   | から       | 年        | 月     | 日     | まで  | 年     | 月  |   |  |
|                                 |                        | 年                      | 月           | 日   | から       | 年        | 月     | 日     | まで  | 年     | 月  |   |  |
|                                 |                        | 在 職 期 間 計 (A)          |             |     |          |          | 年     | 月     |     |       |    |   |  |
|                                 | 除算<br>期間               | 年                      | 月           | 日   | から       | 年        | 月     | 日     | まで  | 年     | 月  |   |  |
|                                 |                        | 年                      | 月           | 日   | から       | 年        | 月     | 日     | まで  | 年     | 月  |   |  |
| 除 算 期 間 計 (B)                   |                        |                        |             |     | 年        | 月        |       |       |     |       |    |   |  |
| 退職手当算定の基礎となる期間 (A - B)          |                        |                        |             |     |          | 年        | 月     | ( 年 ) |     |       |    |   |  |
| 根 拠 条 項                         | 山形県職員等に対する退職手当支給条例 第 条 |                        |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
| 退職日<br>給料月額                     | 退 職 日                  | 年                      | 月           | 日   | 勤続<br>期間 | 年        | 月     | ( 年 ) | 支給率 | 月分    |    |   |  |
|                                 | 給 料                    | 円 ( 職給料表 級 号給 )        |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
|                                 | 給 料 の 調 整 額            | 円 ( 調整基本額 円・調整数 )      |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
|                                 | 計                      | 円 ( 扶養手当 円・地域手当 円 )    |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
| 特定減額前<br>給料月額                   | 特 例 給 料 月 額            | 円 { × ( 1 + 0.02 × ) } |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
|                                 | 減 額 日 前 日              | 年                      | 月           | 日   | 勤続<br>期間 | 年        | 月     | ( 年 ) | 支給率 | 月分    |    |   |  |
|                                 | 給 料                    | 円 ( 職給料表 級 号給 )        |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
|                                 | 給 料 の 調 整 額            | 円 ( 調整基本額 円・調整数 )      |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
| 退職手当<br>基本額                     | 計                      | 円 ( 扶養手当 円・地域手当 円 )    |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
|                                 | 特 例 給 料 月 額            | 円 { × ( 1 + 0.02 × ) } |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
| 退 職 手 当 基 本 額                   | 円 ( )                  |                        |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |
| 退<br>職<br>手<br>当<br>調<br>整<br>額 | 区 分                    | 調整月額                   | 基 礎 在 職 期 間 |     |          |          |       | 計     |     |       |    |   |  |
|                                 | 第 号                    | 円                      | 月           | 年   | 月        | 日        | から    | 年     | 月   | 日     | まで | 円 |  |
|                                 | 第 号                    | 円                      | 月           | 年   | 月        | 日        | から    | 年     | 月   | 日     | まで | 円 |  |
|                                 | 第 号                    | 円                      | 月           | 年   | 月        | 日        | から    | 年     | 月   | 日     | まで | 円 |  |
|                                 | 第 号                    | 円                      | 月           | 年   | 月        | 日        | から    | 年     | 月   | 日     | まで | 円 |  |
|                                 | 合 計                    | 月 数                    | 月           | 合 計 |          |          |       |       |     |       | 円  |   |  |
|                                 |                        |                        | 1/2相当額      |     |          |          |       |       |     | 円     |    |   |  |
| 合 計                             |                        |                        |             |     |          |          |       |       | 円   | ( + ) |    |   |  |
| 退 職 手 当 内 申 額                   |                        |                        |             |     |          |          |       |       | 円   | ( )   |    |   |  |
| 退 職 手 当 決 定 額                   |                        |                        |             |     |          |          |       |       | 円   | ( )   |    |   |  |
| 退職後の職業 ( 就業年月日 )                |                        |                        |             |     |          |          |       |       |     |       |    |   |  |

- (注) 1 「備考」欄には、「職員」、「休職」等と記入すること。  
 2 「退職日給料月額」の項  
 (1) 「計」の項の ( ) 内には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の5の規定の適用を受ける場合における扶養手当及び地域手当の月額を記入すること。  
 (2) 「特例給料月額」の項には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の3の規定により読み替えられた同条例第6条第1項の規定の適用を受ける場合における給料月額の特例額を記入すること。  
 3 「特定減額前給料月額」の項  
 (1) 職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の2の規定の適用を受ける場合に記入すること。

と。

(2) 「計」の項の( )には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の5の規定の適用を受ける場合における扶養手当及び地域手当の月額を記入すること。

(3) 「特例給料月額」の項には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の3の規定により読み替えられた同条例第6条第1項及び第6条の2の規定の適用を受ける場合における給料月額の特例額を記入すること。

4 「退職手当調整額」の項の「合計」の項中「1/2相当額」には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の4第4項第2号の規定の適用を受ける場合に「合計」の項に記載された額の2分の1に相当する額を記入すること。

5 欄は、記入しないこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公安委員会関係

### 告 示

山形県公安委員会告示第15号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年12月22日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 美 智 子

- 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社寒河江自動車学校
- 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前               | 変 更 後          |
|---------|---------------------|----------------|
| 住 所     | 寒河江市大字寒河江字高瀬山乙978番地 | 寒河江市大字寒河江久保1番地 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月22日

山形県知事

齋

藤

弘

- 申請のあった年月日  
平成18年12月4日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名 称  
特定非営利活動法人 元気 net かほく
  - 代表者の氏名  
岸 良一
  - 主たる事務所の所在地  
西村山郡河北町谷地乙90番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、まちづくり推進を図る人と共に、人間らしく生きたい人に対して、情報発信及び人間らしく生きることに関する事業を行い、河北町の経済の活性化及び人的交流による町全体の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年12月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 あゆむ会

## (2) 代表者の氏名

横川 弘明

## (3) 主たる事務所の所在地

山形市香澄町一丁目13番12号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の人権を擁護し、地域で生活する精神障害者に対して社会復帰活動運営に関する事業を行い、社会参加を推進することを目的とする。

さらに、精神保健福祉の啓発啓蒙活動の事業を通じて、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年12月12日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 美しいやまがた森林活動支援センター

## (2) 代表者の氏名

織田 洋典

## (3) 主たる事務所の所在地

南陽市荻字長畑855番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、自然の恩恵を享受する人々に対して、森林の生態・林業などの公益的機能を知らせ、保守するための技術の伝承や山での生活文化を知らせるための環境学習事業を通して、森林の持つ不思議さや楽しさなどを感じながら、自然の果たす役割を伝え、また森林と人間が繋がりがあいながら、生活に関わる資材の供給事業や森林整備事業を展開することにより、森林の持つ持続可能な循環型社会の構築、環境の保全を行います。さらに、森林と密着した地域の人たちと都会の人たちとの交流を積極的に促進することにより、森林地域の振興が図られ、自然環境の保全に寄与することを目的とします。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘



- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 飯豊朝日を愛する会
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 健二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字北77番地の17
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、山岳愛好家を中心とする一般公衆に対して、飯豊朝日連峰の山岳活動に関する事業を行い、もって環境保護・スポーツの振興・災害救援に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
リン酸オセルタミビル製剤75mg 51万カプセル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県健康福祉部保健薬務課 山形市松波二丁目8番1号 電話023(630)2315
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年11月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 115,560,900円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年4月22日まで縦覧に供する。

平成18年12月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三菱ユーエフジェイ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
代表取締役 上原 治也
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 氏名又は名称  | 住 所                | 代表者の氏名 |
|---------|--------------------|--------|
| イオン株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 岡田元也   |

|                  |                        |       |
|------------------|------------------------|-------|
| 株式会社 つるや         | 鶴岡市末広町5番8号             | 三浦孝明  |
| イトキン株式会社         | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号    | 辻村章夫  |
| 株式会社 いげた         | 福島県福島市本町2番7号           | 井桁幸治  |
| 株式会社 ブルーグラス      | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 木村保   |
| ジャスフォート株式会社      | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地      | 本田進   |
| 株式会社 新光堂         | 天童市本町一丁目4番39号          | 阿部米位  |
| 株式会社 カバンのフジタ     | 山形市十日町一丁目2番27号         | 藤田宏次  |
| 日本トイザラス株式会社      | 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地      | 田崎學   |
| 株式会社 ハーモニカ       | 東京都西東京市田無町三丁目9番10号     | 松崎好男  |
| 株式会社 ハニーズ        | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻義久  |
| 有限会社 ファンシーコーナー荒井 | 山形市双月町四丁目3番20号         | 荒井文三郎 |
| 株式会社 システムジュウヨン   | 大阪府大阪市北区天神橋三丁目7番9号     | 石田勝彦  |
| 株式会社 ファイブ・フォックス  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号     | 上田稔夫  |
| 株式会社 ニューステップ     | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 岩田愛一郎 |
| 愛眼株式会社           | 大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号   | 佐々栄治  |
| 株式会社 アカシヤ        | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目11番15号   | 明石重美  |
| 株式会社 文教堂         | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号   | 嶋崎欽也  |
| 株式会社 夢や          | 香川県高松市朝日新町17番20号       | 高杉弘美  |
| 株式会社 やまと         | 東京都新宿区新宿三丁目28番地16号     | 矢嶋孝敏  |
| 株式会社 アメリカ屋       | 宮城県仙台市太白区郡山籠ノ瀬10番地の1   | 斎藤憲正  |
| 株式会社 タカキュー       | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号        | 白井一秀  |
| 株式会社 コックス        | 東京都江東区新大橋一丁目8番11号      | 荻原久示  |
| 株式会社 富岡本店        | 山形市七日町二丁目1番8号          | 富岡善一郎 |
| 株式会社 ピンクハウス      | 東京都渋谷区美南平台町17番12号      | 城尾卓佳  |
| 株式会社 オンワード樫山     | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号      | 廣内武   |

(変更後)

| 氏名又は名称          | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|-----------------|------------------------|--------|
| イオン株式会社         | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 岡田元也   |
| 株式会社 つるや        | 鶴岡市末広町5番8号             | 三浦美智   |
| イトキン株式会社        | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号    | 辻村章夫   |
| 株式会社 いげた        | 福島県福島市本町2番7号           | 井桁幸治   |
| 株式会社 ブルーグラス     | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1     | 木村保    |
| スナップス販売株式会社     | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地      | 西原浩二   |
| 株式会社 新光堂        | 天童市本町一丁目4番39号          | 阿部米位   |
| 株式会社 カバンのフジタ    | 山形市十日町一丁目2番27号         | 藤田宏次   |
| 日本トイザラス株式会社     | 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地      | 田崎學    |
| 株式会社 ハーモニカ      | 東京都西東京市田無町三丁目9番10号     | 松崎好男   |
| 株式会社 ハニーズ       | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻義久   |
| 有限会社ファンシーコーナー荒井 | 山形市双月町四丁目3番20号         | 荒井文三郎  |
| 株式会社システムジュウヨン   | 大阪府大阪市北区天神橋三丁目7番9号     | 石田勝彦   |
| 株式会社ファイブ・フォックス  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号     | 上田稔夫   |
| 株式会社 ニューステップ    | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 岩田愛一郎  |
| 愛眼株式会社          | 大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号   | 佐々栄治   |
| 株式会社 アカシヤ       | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目11番15号   | 明石重美   |
| 株式会社 文教堂        | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号   | 嶋崎欽也   |
| 株式会社 夢や         | 香川県高松市朝日新町17番20号       | 高杉弘美   |
| 株式会社 やまと        | 東京都新宿区新宿三丁目28番地16号     | 矢嶋孝敏   |
| 株式会社 アメリカ屋      | 宮城県仙台市太白区郡山籠ノ瀬10番地の1   | 斎藤憲正   |
| 株式会社 タカキュー      | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号        | 白井一秀   |
| 株式会社 コックス       | 東京都江東区新大橋一丁目8番11号      | 荻原久示   |

|              |                      |       |
|--------------|----------------------|-------|
| 株式会社 富岡本店    | 山形市七日町二丁目1番8号        | 富岡善一郎 |
| 株式会社 ピンクハウス  | 東京都渋谷区美南平台町17番12号    | 城尾卓佳  |
| 株式会社 オンワード樫山 | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号    | 廣内武   |
| 株式会社 ワールド    | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号 | 寺井秀蔵  |

## 4 変更年月日

平成18年12月5日

## 5 届出年月日

平成18年12月5日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年4月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年12月22日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 美 智 子

## 1 講習の区分

警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る特例措置講習

## 2 講習の期間及び場所

## (1) 期間

平成19年2月13日（火）から同月16日（金）までの4日間

## (2) 場所

山形市東古館123番地 協同の杜J A研修所

## 3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であって、現に本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者

## 4 定員

30人

## 5 受講手続

## (1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

## ア 事前申込受付期間

平成19年1月9日（火）から同月12日（金）までの日の午前9時から午後4時まで。ただし、平成19年1月9日（火）の受付にあっては、山形県の区域内に設けられている営業所において選任されている者に限る。

## イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの）を直接持参すること。

(ア) 旧資格者証の写し

(イ) 警備員指導教育責任者として選任されている者であることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合は、その写し）

イ 提出期間

平成19年1月9日（火）から同月15日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、23,000円に相当する山形県証紙で納付すること。

既納の受講手数料については還付しない。

6 その他

(1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習の初日は、午前9時10分までに受付を終えること。

(3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。

(4) 講習終了後、修了考査を行う。

(5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110内線3032）又は山形県内の各警察署に行うこと。

平成18年12月22日印刷  
平成18年12月22日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056